

ちゅらさん居宅介護支援事業所運営規程

(事業所の名称)

第1条 この事業を行う事業所の名称は『ちゅらさん居宅介護支援事業所』（以下『事業所』）と称する。

(事業所の設置)

第2条 本事業所は富山市上袋712に事務所を設置する。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、有限会社あいサポートとする。

(目的)

第4条 本事業所は、介護保険法の理念に基づき高齢者が自立した生活を送れるよう支援すると共に、老化に伴い介護が必要な場合には介護相談、介護計画の立案等を支援することを目的とする。

(運営方針)

第5条 本事業所の運営方針は次の通りである。

1. 被保険者が要介護、要支援状態となった場合その可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮する。
2. 被保険者の要介護認定に係る申請に対して、利用者の意志を踏まえ、必要な協力とその支援を行う。
3. 被保険者による介護サービス、介護予防サービスの選択に当っては、心身状況及びその置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービスと事業所の連携を得て、総合的かつ効果的に介護計画を提供されるよう配慮し努める。
4. 保険者から介護認定調査の委託を受けた場合は公平、中立、さらに被保険者に対し正しい調査を行い、その知識を有するよう研鑽を行う。
5. 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類及び特定の事業所に不当に偏りすることのないよう公平、中立に行う。
6. 利用者に対し特定のサービス提供事業所を強要したり、当該事業所から金品等の利益を収受する等の行為は厳に戒める。

(従業員の種類、員数及び職務内容)

第6条 本事業所の従事者等は次の通りとする。

1. 管理者 1名
(イ) 事業所を代表し、業務の総括の任に当たる。
2. 主任介護支援専門員 2名
3. 介護支援専門員 必要数
(イ) 第9条の業務に当たる。
(ロ) 利用者35名又はその端数を増すごとに1名を標準とする。

4. 事務員等 必要数

(イ) 本事業所の業務が円滑に運営されるよう必要な場合には配置する。

(営業日、営業時間)

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

1. この事業は、毎週月曜日から土曜日迄とし、日祭日、年末年始(12/31～1/3)を休業とする。但し、休日であっても他の者が変わって相談業務を行う。
2. 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分迄とする。

(事業内容)

第8条 事業内容は次の通りとする。

1. 被保険者の介護保険要介護認定、要支援認定に係る申請代行等
2. 地域における要介護者、要支援者のニーズの調査
3. 保険者からの介護認定調査の受託
4. 居宅サービス計画、介護予防サービス計画の立案
5. サービス実施のための居宅サービス、介護予防サービス及び施設サービス提供機関との連携調整
6. 介護サービス、介護予防サービス実施状況の継続的な把握と評価

(サービスの提供方法)

第9条 本事業所が行うサービス提供にあたっては、次の事項を厳守する。

1. 介護支援専門員に身分に証する書類を携行させ、初回訪問時並びに利用者から求められたときは、これを提示する。
2. 申請代行及び要介護認定調査の際には必ず被保険者証の確認を行う。又、認定後のサービス計画立案にあたっては、改めて被保険証を確認すると共に、介護認定等の内容(認定の有無、認定区分と有効期間)を確認する。
3. サービス立案にあたっては、利用者に対し介護サービス事業者の名簿、サービス内容、利用料金等の必要な情報を提供し、選択と自己決定を援助する。
4. サービス計画立案に際しては、会議又は照会等により各種サービス担当者の専門的な意見を求めて作成する。
5. サービス計画は、サービスの種類、内容、利用料等について利用者の説明し、文書にて同意を得る。
6. 要介護認定の更新に際しては、利用者の同意を得て、手続きがスムーズに行われるよう

現有効期間が終了する遅くとも1ヶ月前から行うよう努める。

7. 利用者に対し、正当な理由がなく業務の提供を拒否してはならない。

(イ) 正当な理由とは、法第24条2項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないとき。

(ロ) 偽り及其他不正の行為によって保険給付を受けた。又受けようとしたとき。

(ハ) 以上のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知する。

(利用料等)

第10条 申請に係る費用及び居宅サービス計画、介護予防サービス作成費について、介護保険告示上の額とする。また、法定代理受領サービスの場合は徴収しないものとする。

(事業の実施地域)

第11条 事業所の通常の事業実施地域については、富山地域（旧富山市）とする。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第12条 本事業所は、保険者及び国保連合会に対し、居宅サービス計画、介護予防サービス及びその実施状況に関する報告を行う。

(事故発生時の対応)

第13条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2. 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3. 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(秘密保持)

第14条 本事業所及び従事者は、業務上知り得た利用者並びに家族等の情報を正当な理由なく他へ洩らさない。また、利用終了後及び退職後も同様とする

(虐待防止について)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

(ハラスメント対策)

第16条 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

2. 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

(その他運営に関する事項)

第17条 本事業所の会計は他と区別して行う。会計期間は毎年6月1日から翌年5月31日迄とする。

2. 本事業所は、設備、備品、従事者、会計に関する諸記録を常備する。
3. 居宅サービス計画、介護予防サービス計画、サービス担当者会議及び居宅サービス、介護予防サービス提供に関する書類等の記録は完結の日から5年間保存する。
4. 運営規程の概要、介護支援専門員の氏名、従事者の勤務体制等については、事務室内の見やすい場所に掲示する。

(付 則)

この運営規定は平成16年 8月 1日より施行する。

平成20年 4月 1日一部変更 (第7条)

平成25年10月21日一部変更 (第14条)

平成25年11月15日一部変更 (第4条・第5条・第7条・第13条・第14条・
第15条)

平成27年 4月 1日一部変更 (第6条2)

平成27年 5月21日一部変更 (第11条)

令和 4年 6月 1日一部変更 (第6条、第11条、第15条、第16条)

令和 6年 3月21日一部変更 (第5条、第8条、第10条、第11条、第12条、
第17条)